

府省名	国土交通省	組織	海上保安庁	会計	一般会計	項	船舶建造費 船舶交通安全及海上治安対策費
						目	船舶建造費 航空機購入費 ほか
調査対象予算額		令和7年度（補正後）：100,446百万円 ほか （参考 令和8年度：48,708百万円）				調査主体	本省調査

① 調査事案の概要

【事案の概要】

海上保安庁においては、領海警備や人身救難のため、船舶や航空機等の調達を実施している。調達に当たっては、公募を行った上で、予定価格を作成し随意契約を行っている。近年、資材価格や労務単価の上昇により、船舶・航空機の調達価格は上昇しており、調達の効率化や価格低減策を講じる必要がある。そうした中、海上保安庁の調達制度について、改善点がないか調査を実施した。

【表1】 調達価格の推移

単位：億円

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
大型巡視船 (PL3,500トン)	76.8	-	85.3	92.4	-	113.0	113.0
大型巡視船 (PL1,000トン)	38.2	33.9	34.8	-	-	57.9	-
小型巡視艇 (CL)	4.0	3.8	4.0	4.2	4.7	5.4	5.4
スーパーピューマ 225	50.2	49.9	-	-	63.0	-	-
無操縦者航空機	-	-	-	-	125.7	72.6※	-

※無操縦者航空機の令和6年度の金額は、リース機を買取りしたため安価であった。

② 調査の視点

1. 前金払の適正化について

金利上昇局面において、前金払によって、受注する企業が得られる収益（機会便益）が増加していると考えられ、それらを調達価格や支払う前金の金額に反映すべきではないか。

2. まとめ買いについて

海上保安庁は防衛省と比較して、調達数が少ないため、まとめ買い効果が発揮しづらい。まとめ買い効果を発揮するために、より長期の契約を行うことは調達の安定化や調達コスト縮減への効果があるのか。

【調査対象年度】
令和5年度～令和7年度

【調査対象先数】
受注事業者 10先

3. 航空機整備の効率化について

稼働率を維持・向上するために必要な整備・修繕が効果的・効率的に行われているのか。

③ 調査結果及びその分析

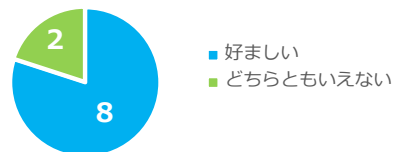
1. 前金払の適正化について

事後的に契約変更によって前金払が実施された場合、受注企業には機会収益（金利収入や借入金等の早期返済による利子負担の軽減）が生じていると考えられるが、そうした**機会収益を加味せずに支払いが行われている実態**が明らかとなった。

2. まとめ買いについて

受注企業へのアンケートでは、現行よりも長期のまとめ買い（長期一括契約）は**調達の安定化（資材や労働力の確保）に資する**傾向があることが確認された【図1】【表2】。5年を超える契約に対しては、為替予約が難しいことへの懸念の声もあったが、**長期の契約がコスト縮減に資する**と回答した事業者もあり、例えば、令和8年度予算編成においても、無操縦者航空機を5年間で4機購入のところを5機にしたことで、1機当たりの調達価格を低減することができた。

【図1】装備品の受注において、現行よりも長期間にわたる複数隻（機）の契約は好ましいか



※ 令和5年度から令和7年度において船舶建造や航空機購入の受注があった事業者10者に対してアンケート調査を実施し、集計した。

【表2】長期間にわたる複数隻（機）の契約にはどのような効果があるか（好ましいと回答した8者による複数回答）

コスト縮減	3者
資材の確保	7者
労働者の確保	7者

3. 航空機整備の効率化について

現状、海上保安庁の回転翼機については、練習機を除いて6機種運用体制となっている。**機種数が多い**ことで、**整備員や操縦者の負担が増加するほか、部品の共用などもしづらい**ことから、**非稼働機増加の要因**となっている。なお、例えば、航空自衛隊においては、2機種のみでの回転翼機を運用しており、効率化が図られている。

また、航空機の整備費について、オーバーホール以外の修理については国庫債務負担行為を活用しておらず、単年度歳出により支出している。そのため、修理を受注した企業は契約が切れる年度末までに、修理が完了していなくても、一度、海上保安庁へ機体を納入しなければならないといった事象も発生している。これにより、企業側の整備負担が年度末に集中するとともに、契約作業がストップする年度明けには整備所要がないといった、需要の大きな変動も発生している。

④ 今後の改善点・検討の方向性

1. 前金払の適正化について

防衛省においては、前金払を実施する場合に、金利相当分を減額して支払う規則が定められている。防衛省の考え方を参考としながら、海上保安庁においても同様の規則を制定し、**事後的に支払う前金額の適正化**を図るべきである。

2. まとめ買いについて

国庫債務負担行為を最大限活用し、まとめ買いをしていくことは重要である。

防衛省においては、一定の条件の下で、特定防衛調達について、通常の5か年を超えて10か年までの長期契約が認められている。

長期のまとめ買いには、仕様変更・技術の陳腐化といったリスクや予算の硬直化等のデメリットがあることに留意しつつ、個別装備品のケーススタディを深化させるとともに、**更なる調達の効率化や安定化に向けて、特定防衛調達と同様の制度を海上保安庁へ導入**することも検討の余地があるのではないかと。

3. 航空機整備の効率化について

航空機整備については、**機種数を減少させる**ことにより、整備員や操縦士の負担を軽減し、部品の共用を容易にするなど、効率化を図りながら稼働率の維持・向上を目指すべきである。

また、受注企業の繁忙状況や受入体制など、企業側の課題をよく把握するとともに、**国庫債務負担行為を活用して作業の平準化**を図るなど、発注側・受注側双方の利益となるような取組ができないかを検討すべきである。